

滋賀労働

Mother
Lake

滋賀県労働広報紙

605号
2008

平成19年労働組合基礎調査結果について

平成19年6月30日現在、滋賀県内の単位労働組合における組合数は711組合、組合員数は99,873人となりました。

労働組合数・組合員数の推移

年次	組合数 (組合)	組合員数 (人)	対前年増減数		対前年増減率		推定 雇用者数 (人)	推定 組織率 (%)
			組合数 (組合)	組合員数 (人)	組合数 (%)	組合員数 (%)		
平成10年(1998年)	783	121,460	▲12	▲1603	▲1.5	▲1.3	525,689	23.1
平成11年(1999年)	777	119,177	▲6	▲2283	▲0.8	▲1.9	528,129	22.6
平成12年(2000年)	767	116,287	▲10	▲2890	▲1.3	▲2.4	530,580	21.9
平成13年(2001年)	766	114,097	▲1	▲2190	▲0.1	▲1.9	533,043	21.4
平成14年(2002年)	756	109,134	▲10	▲4963	▲1.3	▲4.3	521,715	20.9
平成15年(2003年)	779	106,259	23	▲2875	3.0	▲2.6	510,252	20.8
平成16年(2004年)	763	102,745	▲16	▲3514	▲2.1	▲3.3	533,707	19.3
平成17年(2005年)	734	100,067	▲29	▲2678	▲3.8	▲2.6	532,539	18.8
平成18年(2006年)	718	100,176	▲16	109	▲2.2	0.1	543,232	18.4
平成19年(2007年)	711	99,873	▲7	▲303	▲1.0	▲0.3	552,483	18.1

産業別労働組合数・組合員数の状況

業種	組合数		組合員数		対前年増減数		対前年増減率	
	(組合)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	組合数 (組合)	組合員数 (人)	組合数 (%)	組合員数 (%)
林業	1	0.1	13	0.0	0	▲1	0.0	▲7.1
建設業	22	3.1	2,980	3.0	0	22	0.0	0.7
製造業	252	35.4	53,577	53.6	▲4	959	▲1.6	1.8
電気・ガス・熱供給・水道業	10	1.4	1,241	1.2	0	▲48	0.0	▲3.7
情報通信業	5	0.7	807	0.8	▲1	13	▲16.7	1.6
運輸業	78	11.0	3,463	3.5	0	▲555	0.0	▲13.8
卸売・小売業	90	12.7	4,940	4.9	0	229	0.0	4.9
金融・保険業	18	2.5	5,199	5.2	▲1	▲79	▲5.3	▲1.5
飲食店、宿泊業	5	0.7	269	0.3	0	10	0.0	3.9
医療、福祉	63	8.9	4,784	4.8	2	▲131	3.3	▲2.7
教育、学習支援業	47	6.6	5,679	5.7	0	▲176	0.0	▲3.0
複合サービス事業	32	4.5	3,674	3.7	▲1	▲85	▲3.0	▲2.3
サービス業	22	3.1	2,257	2.3	▲1	▲91	▲4.3	▲3.9
公務	66	9.3	10,990	11.0	▲1	▲370	▲1.5	▲3.3
合計	711	100.0	99,873	100.0	▲7	▲303	▲1.0	▲0.3

平成20年「勤労青少年の標語」が決定しました

踏み出せば 広がる世界 新たな自分

自分自身を取り巻く環境を変えていくのは自分にしかできないことなので、勇気と希望を持って目標に向けて踏み出してほしいという期待が込められています。

厚生労働省

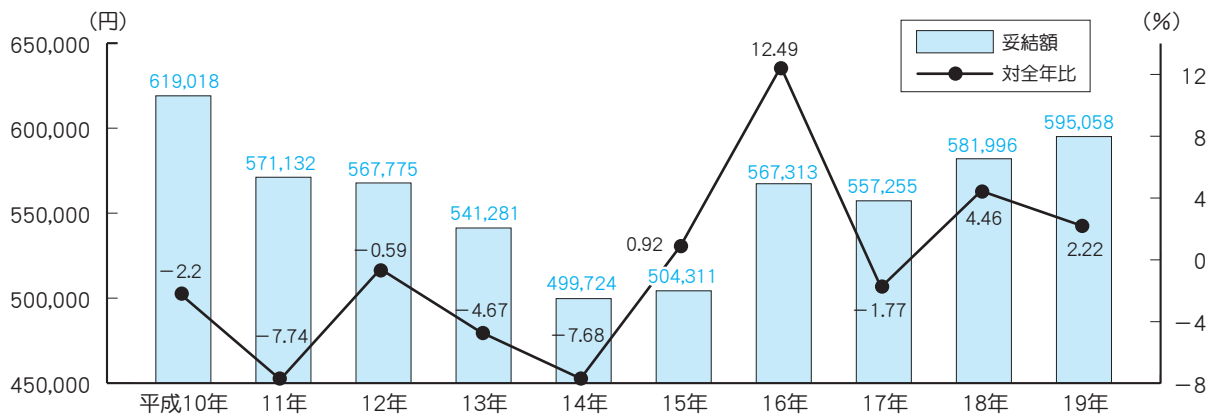
平成19年 年末一時金要求・妥結状況

県内民間労働組合の年末一時金交渉による妥結額は、全規模・全産業平均で595,058円(2.20ヶ月)となり、前年同期に比べて額にして13,062円、月数は0.03ヶ月それぞれ上回る結果となりました。

	平成19年12月末日時点				前年同期	
	平均賃金	要求額	妥結額	月数	妥結額	月数
全産業平均	269,916	640,504	595,058	2.20	581,996	2.17
従業者300人未満	247,594	608,890	497,606	2.01	492,041	1.99
従業者300人以上	289,939	686,994	682,478	2.35	659,281	2.29
製造業平均	274,677	675,013	622,771	2.27	612,712	2.22
食料品・たばこ	278,185	*	760,001	2.73	709,190	2.55
繊維、衣類	252,081	591,487	468,830	1.86	447,891	1.82
木材、家具・装備品	329,861	923,610	778,471	2.36	751,853	2.25
パルプ・紙・紙加工品	269,017	652,089	530,884	1.97	546,509	2.09
印刷・同関連	212,566	533,900	517,353	2.43	543,597	2.46
化学	320,407	820,251	780,047	2.43	678,492	2.21
プラスチック製品	266,238	600,530	558,519	2.10	558,907	2.04
ゴム、皮革製品	293,570	*	700,000	2.38	762,500	2.44
窯業・土石製品	260,011	709,748	634,766	2.44	621,418	2.43
鉄鋼	309,222	620,315	845,503	2.73	777,476	2.59
非鉄金属	261,155	637,923	512,885	1.96	507,922	1.91
金属製品	279,298	618,171	569,468	2.04	518,952	1.88
一般機械器具	288,878	792,615	686,788	2.38	684,588	2.34
電気機械器具	261,637	750,000	631,151	2.41	638,225	2.31
電子部品・デバイス製造業	299,094	584,523	802,038	2.68	758,509	2.69
輸送用機械器具	255,963	659,508	585,880	2.29	652,225	2.47
精密機械器具	272,880	614,120	594,264	2.18	664,560	2.31
非製造業平均	257,128	548,977	520,628	2.02	503,132	2.01
運輸業	254,254	443,352	471,676	1.86	499,467	1.94
卸売・小売業	253,832	623,314	600,493	2.37	598,866	2.36
金融・保険業、不動産業	313,040	563,437	563,437	1.80	530,007	1.64
飲食店、宿泊業	235,020	416,983	326,561	1.39	336,764	1.50
医療、福祉、教育、学習支援業	227,688	573,367	475,637	2.09	450,767	2.05
複合サービス事業、サービス業	279,124	599,353	571,695	2.05	534,674	2.04

*は集計すべき数字がないもの(未妥結、額が不明等)

年末一時金妥結額・対前年比の推移



おうみ若者マイスターに8名を認定!

滋賀県では、優秀な若い技能者を「おうみ若者マイスター」に認定し、おうみ若者マイスターによる技能振興活動を行うことで、若い技能者の技能研さんへの意欲向上と、社会全般に技能を尊重する気運が醸成されることを目的として、今年度より「おうみ若者マイスター認定事業」をスタートしました。

初年度の認定者は、「おうみ若者マイスター認定審査会」による厳正な審査の結果下記のとおり決定し、平成20年2月18日に滋賀県公館で開催された認定式において、嘉田由紀子知事より8名の認定者に対して認定証が交付されました。



認定者名	年齢	居住地	職 種	所属事業所
西村 一 義	28	彦根市	電子複写機組立工	長浜キヤノン (株)
井 藤 勇 輔	27	栗東市	プラスチック成形工	松下電工 (株) 栗東工場
清 水 将 夫	34	長浜市	旋盤工	ヤンマー (株) 小形エンジン事業本部
伴 英 成	34	近江八幡市	かわらぶき工	伴屋根工事店 (代表者)
伴 峰 典	32	近江八幡市	かわらぶき工	伴峰屋根工務店 (代表者)
藤 井 太 一 郎	32	大津市	つくだ煮製造工	(株) 鮎家
寺 田 真 紀	27	守山市	和服仕立職	(株) たけなか
竹 内 誉	26	湖南市	理容師	おしゃれの館 髪タナカ

☆年齢は、平成19年4月1日時点の年齢

第4回「雇用推進行労使会議チャレンジしが」が開催されました

経済社会や産業構造の変化、少子高齢化の進展の中で、社会の活力を維持・増進させ、また県民の皆さんの生活を安心できる質の高いものとしていくため、滋賀県、滋賀労働局、連合滋賀、(社)滋賀経済産業協会の4者で構成される「雇用推進行労使会議チャレンジしが」の第4回会議が2月20日に県公館で開催されました。

会議では、嘉田由紀子知事、小林健滋賀労働局長、中村憲市連合滋賀会長、廣瀬一輝滋賀経済産業協会会長が出席し、平成18年度から概ね3年間を実施期間として策定された「滋賀県雇用推進プラン」の数値目標に対する達成状況について確認するとともに、社会的な課題となっている仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現について意見が交わされました。

【雇用推進プラン進捗状況】

滋賀県雇用推進プラン数値目標に対する達成状況では、若年者の自立支援や障害者の就労支援、次世代育成支援など全体的に堅調であるものの、一部に進捗の遅れが見られる項目があることから、プラン最終年度に向けて一層の取り組みを進めていく。

【行労使4者の意見交換】

滋賀労働局長から現在の状況に関する情報の提供があり、その後、4者の間で男性が育休制度をもっと活用する必要があることや男女がともに育児をしながら仕事を続けられる環境と社会意識が必要であることなどについて意見が交わされました。また、行労使が協力して若年労働者の経済的自立の支援と年休取得の促進や長時間労働の抑制を進め、労働環境の改善を図ることが活力ある滋賀の将来像につながるということから、4者がそれぞれの立場からワーク・ライフ・バランスへ取り組むことが確認されました。



●●● 平成20年度技能向上セミナーのご案内 ●●●
(H20.5月～6月に実施するコース)

*在職者の方々の技能向上を目指した講習会です。企業研修、自己啓発等にご活用ください。

機 械 系

コース名	講習の内容	実施日程	定員	会場	受講負担金
普通旋盤加工技術Ⅰ（加工知識編）	加工に関わる理論や条件等の基礎的な知識と普通旋盤の操作および簡単な切削加工	5/13,14,15	10 ^人	近江	2,000円
普通旋盤加工技術Ⅱ（基礎加工編）	普通旋盤での段付け、溝入れおよびテーパ加工等に関する知識と切削加工	5/14,15,16	10	草津	3,000円
		6/3,4,5	10	近江	
普通旋盤加工技術Ⅲ（応用加工編）	普通旋盤でのねじ切りおよび各種はめあわせ部品等に関する知識と切削加工	6/11,12,13	10	草津	3,000円
フライス盤加工技術Ⅰ（加工知識編）	加工に関わる理論や条件などの基礎的な知識とフライス盤の操作および簡単な切削加工	5/7,8,9	5	草津	2,000円
フライス盤加工技術Ⅱ（基礎加工編）	フライス盤での段削り、溝削り等に関する知識と切削加工	5/21,22,23	5	草津	3,000円
		5/27,28,29	10	近江	
フライス盤加工技術Ⅲ（応用加工編）	フライス盤での勾配削り、曲面削り等に関する知識と切削加工	6/17,18,19	10	近江	3,000円
		6/25,26,27	5	草津	
自由研削といし特別教育	労働安全衛生法に基づく、自由研削用といし特別教育の規定に沿った学科および実技	6/11,12	10	近江	2,000円 別途テキスト代
機械研削といし特別教育	労働安全衛生法に基づく、機械研削用といし特別教育の規定に沿った学科および実技	5/29,30	10	草津	2,000円 別途テキスト代
機械製図Ⅱ（JIS規格編）	機械製図の具体的な各種図示法、寸法記入、表面粗さおよびはめあい等に関するJIS規格に基づく知識	6/24,25,26	10	近江	2,000円 別途テキスト代
機械C A D（AutoCAD基礎編）	基礎的なC A Dによるコマンド説明および図面作成	6/3,4,5	9	近江	1,000円
		6/4,5,6	6	草津	
手仕上げ加工技術	けがき、やすり、きさげ、穴あけ、ねじ切り等手仕上げ技能	5/20,21,22	10	近江	2,000円

溶 接 系

コース名	講習の内容	実施日程	定員	会場	受講負担金
アーク溶接特別教育	労働安全衛生法に基づく、アーク溶接特別教育の規定に沿った学科および実技と、基礎的な溶接技能	5/13,14,15,16	10 ^人	近江	6,000円 別途テキスト代
		6/16,17,18,19	10	草津	
J I S手溶接学科試験準備	J I S手溶接受験テキストを使用した試験問題の解説	6/24,25	10	近江	無料 別途テキスト代
J I S手溶接実技試験準備	J I S手溶接試験実技課題（下向き、立向き等）による溶接技能	6/3,4	10	近江	6,000円 別途テキスト代
J I S半自動溶接実技試験準備	J I S半自動溶接試験実技課題（下向き、立向き等）による溶接技能	5/29,30	7	近江	7,000円 別途テキスト代
J I Sステンレス学科試験準備	J I Sステンレス溶接受験テキストを使用した試験問題の解説	6/10,11	10	近江	無料 別途テキスト代
J I Sステンレス実技試験準備（T I G溶接編）	ステンレスT I G溶接の課題（下向き、立向き等）による溶接技能	5/27,28	4	近江	5,500円 別途テキスト代
構造物鉄工の基礎（現図編）	墨付けによる現図の作成	6/23,24	10	草津	2,000円
産業用ロボット特別教育（教示編）	労働安全衛生法に基づく、産業用ロボット特別教育の規定に沿った学科および実技と、基礎的な操作技能	5/19,20,21	5	草津	3,000円 別途テキスト代
		6/9,10,11			

建 築 系

コース名	講習の内容	実施日程	定員	会場	受講負担金
JW_CADⅠ（建築・汎用CAD入門編）	Jw_cadの基本コマンドの操作と簡単な図および建築平面図の作成演習	5/27,28,29	10 ^人	近江	1,000円 別途テキスト代
JW_CADⅡ（建築・汎用CAD応用編）	Jw_cadを操作し、応用的な作図法や合成などの演習	6/3,4,5	10	近江	1,000円 別途テキスト代
VectorWorksⅡ（建築・汎用CAD3D編）	Vector Worksの三次元機能を用いて3階建て住宅をモデリングする演習	5/10,11	10	近江	1,000円 別途テキスト代

建 築 系

コース名	講習の内容	実施日程	定員	会場	受講負担金
福祉住環境コーディネーター 2 級受験準備	福祉住環境コーディネーター検定試験 2 級の合格に向けて必要な知識	6/3,4,5 6/10,11,12	10 ^人	近江	無料 別途テキスト代
インテリアコーディネーター 1 次試験受験準備	インテリアコーディネーター 1 次試験の合格に向けて必要な知識	5/13,14,15 5/20,21,22	10	近江	無料 別途テキスト代

電 気 ・ 電 子 系

コース名	講習の内容	実施日程	定員	会場	受講負担金
電験 3 種受験者のための数学Ⅱ	電気数学（三角関数、ベクトル、複素数等）の考え方、電気回路の考え方	5/7,8,9	10 ^人	近江	無料 別途テキスト代
第二種電気工事士筆記試験受験準備Ⅱ（直前対策編）	第二種電気工事士筆記試験の合格に向けての解説と課題演習	5/20,21,22	20	近江	無料 別途テキスト代
第二種電気工事士技能試験受験準備Ⅰ（事前対策編）	第二種電気工事士技能試験の合格に向けての必要な知識と技能	5/13,14,15	10	近江	4,000円 別途テキスト代
第二種電気工事士技能試験受験準備Ⅱ（直前対策編）	第二種電気工事士技能試験の合格に向けての解説と課題演習	6/10,11,12	10	近江	4,000円 別途テキスト代
電気主任技術者のための知識Ⅰ（理論編）	電気主任技術者として必要な知識の習得と受験に対する傾向と対策	5/27,28,29	10	近江	無料 別途テキスト代
電気主任技術者のための知識Ⅱ（電力編）	電気主任技術者として必要な知識の習得と受験に対する傾向と対策	6/3,4,5	10	近江	無料 別途テキスト代
電気主任技術者のための知識Ⅲ（機械編）	電気主任技術者として必要な知識の習得と受験に対する傾向と対策	6/17,18,19	10	近江	無料 別途テキスト代

制 御 系

コース名	講習の内容	実施日程	定員	会場	受講負担金
有接点リレーシーケンス制御Ⅱ（応用編）	リレーシーケンス制御の基本回路設計、配線および運転方法	5/27,28,29	10 ^人	近江	2,000円 別途テキスト代
プログラマブルコントローラ制御Ⅱ（三菱 Fx シリーズプログラム演習編）	プログラマブルコントローラ（三菱 Fx シリーズ）のラダーサポートソフトを使用した回路作成および演算命令等プログラム手法に関する知識	6/10,11,12	10	近江	無料
空気圧制御技術Ⅰ（基礎編）	空気圧に関する理論と空気圧機器の動作原理、構造および基本的な動作回路に関する知識	6/10,11,12	10	近江	無料
油圧制御技術Ⅰ（基礎編）	油圧に関する理論と油圧機器の動作原理、構造および基本的な動作回路に関する知識	5/13,14,15	6	近江	無料
制御活用機器Ⅰ（要素編）	自動機制御の基礎として、さまざまな機構の特性の知識	6/18,19	8	近江	無料
エンジニアのための Visual BasicⅠ（Ver6.0 基礎編）	Visual Basic（Ver6.0）の基本操作、基本文法、コントロール等のプログラミングに必要な基礎知識	5/20,21,22	10	近江	無料 別途テキスト代

各コースの申込みはコースを実施するテクノカレッジへ申し込んでください。申込み締切日は実施コースの開始日の 1 か月前までとしております。

セミナーは年間通して様々なコース実施しております。また、セミナー以外に職業能力開発に係る相談・援助を行っております。詳しくは下記までお問い合わせください。

- テクノカレッジ草津（滋賀県立草津高等技術専門校） 〒525-0041 草津市青地町1093 TEL：077-564-3297
- テクノカレッジ近江（滋賀県立近江高等技術専門校） 〒521-0091 米原市岩脇411-1 TEL：0749-52-5300

ワーク・ライフ・バランス推進企業登録募集

滋賀県では、「子育てしやすい職場」、「男女がともに働きやすい職場」など、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた職場環境づくりに積極的に取り組んでおられる企業を奨励・支援し、その取り組みを広く紹介するため、「ワーク・ライフ・バランス推進企業登録」事業を実施しています。

企業の皆さまの積極的なご登録をお願いします。

厚生労働大臣指定

**次世代育成
支援対策
推進センター**

(社)滋賀経済産業協会内
TEL.077-526-3575

計画策定のお手伝いをします。
(無料)

事業のしくみ

登録希望企業

① 一般事業主行動計画の策定

【一般事業主行動計画とは】

平成17年に施行された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、子育てしやすい職場環境づくり等のために企業が策定する計画です。
計画を策定すると各種助成金制度の優遇措置があります。

【登録対象企業】

滋賀県内の一般事業主行動計画を策定している企業です。

※民間の会社だけでなく、個人事業主や医療法人、学校法人、団体なども対象となります。

② 行動計画の届出

2部提出してください。
受付印が押されたものが
1部返却されます。

厚生労働省

(地方労働局雇用均等室)

サポート

③ 登録申込

滋賀県(労政能力開発課)

【登録企業応援プログラム】

- 県のホームページや滋賀県発行の刊行物などによる取組紹介
- 労働行政情報や各種セミナーの開催案内、子育て情報等の提供
- 行動計画の実践や次回の行動計画策定支援のためのアドバイザー派遣

【お申込み先・お問い合わせ先】

滋賀県 商工観光労働部 労政能力開発課 労政福祉担当
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1-1 Tel.077-528-3751 Fax.077-528-4873
Mail : fe00@pref.shiga.lg.jp

④ 登録証

滋賀県のホームページから
様式のダウンロードができます

ホーム → 申請書等ダウンロード → 商工観光労働部 → 労政能力開発課
<http://www.pref.shiga.jp/shinseisho/fe00b/index.html>

平成19年4月に男女雇用機会均等法が改正され、セクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置が義務付けられました。

当財団では、企業の相談窓口業務を受託いたします。

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産等による不利益取扱いの相談等なかなか相談しにくいものですが、従業員の方が相談しやすい外部の相談窓口を利用しませんか？

当財団では、そんな企業の声にお応えして、下記の通り内容に応じた相談窓口を開設しております。

特に(2)と(3)については、今年度に限り契約料を半額に設定しております。

(1) セクシュアルハラスメント相談窓口

週3日(月、水、金)12時~17時30分(電話対応)
(例)年間契約料(税込)300人以下の企業 105,000円

(2) セクシュアルハラスメント相談、パワーハラスメント相談窓口

週3日(月、水、金)12時~17時30分(電話対応)
(例)年間契約料(税込)300人以下の企業 94,500円

(3) セクシュアルハラスメント相談、妊娠・出産等による不利益取扱いの相談窓口

週3日(月、水、金)12時~17時30分(電話対応)
(例)年間契約料(税込)300人以下の企業 94,500円

※ 但し(1)(2)(3)とも賛助会員の企業は2割引です。

職場の中の間人間関係を気にせずに
相談できます。

機密やプライバシーが守られます。
フリーダイヤルなので便利です。

※資料請求等ご希望の方は、滋賀事務所までご連絡下さい。

(財) 21世紀職業財団滋賀事務所

住 所 : 滋賀県大津市中央3-1-8 大津第一生命ビル2F

TEL : 077-523-5141 FAX : 077-523-5249

「審査の期間の目標」達成状況について

今回は、不当労働行為事件審査に係る「審査の期間の目標」の達成状況についてご紹介します。

「審査の期間の目標」とは

平成16年に労働組合法が改正され、各労働委員会は不当労働行為事件審査に係る「審査の期間の目標」を設定し、その達成状況を公表することが義務付けられました。

滋賀県労働委員会では「1年6箇月(ただし、団体交渉拒否事件については、早期終結に努めるものとする。）」という目標を定めています。

なお、この1年6箇月という期間は、全国的に見てほぼ標準的な目標となっています。

平成19年の目標達成状況

平成19年、滋賀県労働委員会は、上記の目標を達成することができました。

当委員会が平成19年に取り扱った事件の内、同年末日までに終結した事件は5件で、その審査に要した期間は次のとおりでした。

Kタクシー不当労働行為事件	: 314日(和解)
M不当労働行為事件	: 405日(救済命令)
T酒販店不当労働行為事件	: 197日(和解)
Y不当労働行為事件	: 155日(和解)
S流通センター不当労働行為事件	: 43日(和解)

Kタクシー事件は、審査途中で申立て事項が追加・変更された事件でしたが、最終的には、団体交渉の中で賃上げについての合意がなされたかどうかが主な争点となった事件でした。当委員会では根気強く調査を続け、8回目の調査で和解の話をまとめることができました。和解協定書の原案は当委員会が作成

しましたが、この中で団体交渉のルールを整理し、将来的な労使紛争回避のためにも役立つことができました。

M事件は、外国人労働者に係る事件で、会社が労働組合を脱退した従業員に金銭を支払ったことなどが不当労働行為に当たるかどうか争われた事件でした。当委員会は3回の調査と3回の審問を経て、会社に対し支配介入の禁止と誓約文の手交を命じる全部救済命令を発しました。

T酒販店事件は、従業員の解雇に端を発する団体交渉拒否事件でした。当委員会では4回の調査と1回の審問を実施し、その後更に1回の調査を実施して、和解を成立させることができました。

Y事件は、会社の解散に伴い、会社が団体交渉の終了を労働組合に通知したという事件でした。当委員会では当初より和解を念頭に置き調査を進め、4回目の調査で和解の話をまとめることができました。

S流通センター事件は、業績不振の会社が事業所の閉鎖と従業員の全員解雇を発表したことに端を発した団体交渉拒否(不誠実対応)事件でした。この事件については当委員会への救済申立直後から当事者間で交渉が行われるようになり、自主交渉により和解(当委員会は無関与)が成立し、申立は取り下げられました。

おわりに

平成19年に終結した5件の事件のうち4件は和解によるものでした。全国的に見ても、不当労働行為事件の約7割が和解により解決しており、和解は迅速な紛争解決手段として有効な方法と考えられているところです。

残りの一つの事件については救済命令を出しましたが、被申立人はこの命令を不服として中央労働委員会に再審査を申し立て、結果的にこの事件は長期化しています。

労使紛争解決のお手伝いをします。
お気軽にお尋ねください。

滋賀県労働委員会事務局
TEL: 077-528-4473

T520-8577 大津市京町四丁目1番1号 県庁東館5階
<http://www.pref.shiga/l/roi/>

雇用再生集中支援事業の終了のお知らせ

不良債権処理の加速化に伴い、金融機関との取引状況の変化により、従業員の雇用調整(解雇・休業)を行わざるを得ない事業主が「雇用調整方針」を作成しハローワークに届出た場合、各種支援策が受けられましたが、雇用調整方針の受理が平成20年3月31日をもって終了いたします。

このことにより各種支援策の実施期限は次のとおりとなります。

◇ 不良債権処理就業支援特別奨励金

- ・ 雇入れ期限：平成20年4月30日までの雇入れ
- ・ 支給申請期限：雇入れ日から3ヶ月を経過する日から起算して1ヶ月以内
- ※ 申請期限をすぎた支給申請は受理できませんのでご注意ください

◇ 民間活用再就職支援事業

- ・ 実施期間：平成20年8月31日をもって終了いたします

◇ 個別求人開拓事業

- ・ 実施期間：平成20年9月30日をもって終了いたします

※ 詳しくは(財)産業雇用安定センター滋賀事務所 雇用再生本部 (TEL: 077-527-9211) にお問合せください。

「滋賀県労働相談所」をご利用ください!!

～電話でも面談でも、毎日相談を受けています～

滋賀県労働相談所では、労働者・事業主にかかわらず、賃金・労働時間などの労働条件や解雇の問題などのあらゆる問題に関する相談をお受けしています。専門の相談員が相談内容の解決に向けて適切にアドバイスいたします。

お電話での相談は、お気軽に通話料無料の「労働相談ダイヤル」をご利用ください。滋賀県内からであれば、携帯電話での通話も可能です。電話番号および相談時間は、下記の通りです。

労働相談ダイヤル

フリーアクセス 0120-967164 (通話料無料)

相談時間

月曜～金曜 (平日)	10:00～20:00
月曜～金曜 (祝日)	17:00～20:00
土曜・日曜	10:00～16:00

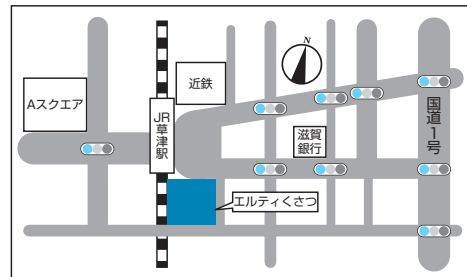
☆面会による相談をご希望の場合は、下記までお越しください。

○滋賀県労働相談所

JR草津駅前エルティくさつ3階(草津市大路1-1-1)

TEL&FAX : 077-564-2030

*相談時間は、上記の労働相談ダイヤルと同じです。



平成20年4月1日施行

改正パートタイム労働法に沿った雇用環境整備はお済みですか?

「パートタイム労働法」の対象である「パートタイム労働者」は「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」とされています。呼び方は異なっても、この条件に当てはまる労働者であれば、「パートタイム労働者」としてパートタイム労働法の対象になります。

パートタイム労働者を1人でも雇っている事業主の方は、次の3つの事項を講じることが義務化されます。

①	雇い入れの際、労働条件(労働基準法で明示が義務付けられている事項に加え、「昇給の有無」「退職手当の有無」「賞与の有無」を文書など(労働者希望の場合はメール、FAX可能)で明示してください
②	雇い入れ後、パートタイム労働者から求められたときは待遇の決定に当たって考慮した事項を説明してください
③	パートタイム労働者から通常の労働者へ転換するチャンスをととのえてください

※上記以外にも、講ずべき措置があります。詳しくは、滋賀労働局雇用均等室までお問い合わせください。

問合せ先：滋賀労働局雇用均等室 (TEL. 077-523-1190)

滋賀労働局ホームページ
<http://www.shiga-roudou.go.jp/roudou-13.html>

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで
 滋賀県商工観光労働部労政能力開発課
 〒520-8577 大津市京町4-1-1
 TEL : 077-528-3751 FAX : 077-528-4873
<http://www.pref.shiga.jp/> E-mail : fe00@pref.shiga.lg.jp